



目 次

規 則	ペー
◎不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則	1
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
◎高知県公文書規程及び左横書き文書の作成要領の一部を改正する訓令	3
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	3
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (4件) (治山林道課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定 (")	4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (")	5
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	6
○道路の区域変更 (道 路 課)	6
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (3・8 揭示)	7
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (3・8 揭示)	7
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	7
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	7

高知県人事委員会告示

◎給料表別級別職務区分表の一部改正 8

規 則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第13号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成2年高知県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(高知県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正)

第3条 高知県食の安全・安心推進条例施行規則(平成17年高知県規則第139号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(高知県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第4条 高知県卸売市場条例施行規則(昭和46年高知県規則第61号)の一部を次のように改正する。

別記第21号様式中「はり付け箇所」を「貼り付け箇所」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(高知県うみがめ保護条例施行規則の一部改正)

第5条 高知県うみがめ保護条例施行規則(平成16年高知県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別記第20号様式から別記第23号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(高知県公害防止条例施行規則の一部改正)

第6条 高知県公害防止条例施行規則(昭和45年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考3及び備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(高知県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第7条 高知県公害紛争処理条例施行規則(昭和46年高知県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「〔第3条〕」を「(第3条関係)」に、

「日本工業規格B列5番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記第2号様式中「〔第3条〕」を「(第3条関係)」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

納付者

住所

氏名

印

収入証紙納付書

年 月 日付けで高知県公害紛争処理条例第5条第1項の手数料の納付の猶予の承認を受けた 年 月 日納付期限の手数料を納付します。

納付する金額

円

高知県収入証紙貼り付け欄

備考 用紙は、日本産業規格A列4番の用紙を使用すること。

（高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウムの項中「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格」を「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格」に改める。

（高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正）

第9条 高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年高知県規則第120号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（高知県砂防指定地管理規則の一部改正）

第10条 高知県砂防指定地管理規則（昭和44年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（高知県都市計画法施行細則の一部改正）

第11条 高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第20条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による高知県公害紛争処理条例施行規則別記第1号様式から別記第3号様式まで並びに高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則別記第1号様式及び別記第2号様式は、この規則による改正後の高知県公害紛争処理条例施行規則及び高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定にかかわらず、それぞれ残品の限度で使用することができる。



高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第2号

本 庁
各出先機関

高知県公文書規程及び左横書き文書の作成要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県公文書規程及び左横書き文書の作成要領の一部を改正する訓令

高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）及び左横書き文書の作成要領（平成5年10月高知県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる訓令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 高知県公文書規程別記第9号様式備考
- (2) 左横書き文書の作成要領別記第4の1

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の高知県公文書規程別記第9号様式は、この訓令による改正後の高知県公文書規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第177号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県県外観光客動態調査
- 2 調査の目的
県内の観光地（以下「観光地」という。）においてアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、観光施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲

- (1) 地域
観光地
- (2) 単位
人
- (3) 属性
10地点の観光地を訪れた観光客
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間

- (1) 報告を求める事項
 - ア 居住する都道府県、年齢及び性別
 - イ 宿泊地及び宿泊日数
 - ウ 旅行の目的
 - エ 旅行のきっかけ
 - オ 旅行の手配方法
 - カ 旅行形態
 - キ 調査地点への訪問回数
 - ク 高知県への訪問回数
 - ケ 移動経路及び移動手段
 - コ 旅行費用
- (2) その基準となる期間
平成31年4月下旬から平成32年2月29日まで

5 報告を求める者

- (1) 数
4,000人
- (2) 選定方法
観光地を訪れた観光客から無作為に抽出する。

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
調査員調査

7 報告を求める期間

平成31年4月下旬から平成32年2月29日まで

高知県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
宿毛市無医地区	宿毛市桜町2番1号	平30・3・31
巡回診療京法班		
宿毛市無医地区	〃 〃 〃	〃 〃 〃

巡回診療楠山班
高知県告示第179号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳又は繁殖の用に供する目的で県外から導入される牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 2 その他知事が検査が必要であると認める牛	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第1条に規定する月齢以上の月齢で死亡した牛の死体	〃	〃
腐蝕病	〃	知事が検査が必	〃	通常行う方

		要であると認め る蜜蜂		法
その他の 監視伝染 病	〃	知事が検査が必 要であると認め る家畜	〃	〃

(2) 発生の子察

疾病名	実施 する 区域	実施の対象とな る家畜の種類及 び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ 病	県内 一円	牛、水牛、鹿、 めん羊及び山羊	平成31年4 月1日から 平成32年3 月31日まで の期間にお いて、対象 となる家畜 が飼育され ている場所 を管轄する 家畜保健衛 生所長が指 定する日	通常行う方 法
チュウザ ン病	〃	牛、水牛、めん 羊及び山羊	〃	〃
アイノウ イルス感 染症	〃	牛、水牛及び山 羊	〃	〃
イバラキ 病	〃	牛及び水牛	〃	〃
牛流行熱	〃	〃	〃	〃
高病原性 鳥インフ ルエンザ	〃	鶏、あひる、う ずら、きじ、だ ちょう、ほろほ ろ鳥及び七面鳥	〃	〃

高知県告示第180号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和48年3月農林省告示第397号（一を除く。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第181号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和48年10月農林省告示第1920号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第182号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年3月農林省告示第394号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第183号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和50年11月農林省告示第1070号（九を除く。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第184号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成31年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中土佐町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

<p>標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中土佐町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中土佐町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 干害の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 中土佐町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 次のとおりとする。</p> <p>4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中土佐町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 魚つき</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第185号</p> <p>平成30年9月高知県告示第754号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を高知市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月19日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市行川436番地 イ 氏名 村田 盛亮</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村芥川59番地 イ 氏名 岡林 熊右エ門</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村芥川5番屋敷 イ 氏名 岡林 登女次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村芥川59番地 イ 氏名 岡林 世知</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村芥川66番地 イ 氏名 筒井 繁松</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村芥川4番屋敷 イ 氏名 筒井 友次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村小麦畝68番地 イ 氏名 川村 登志恵</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村小麦畝84番1号地 イ 氏名 山中 茂基</p>	<p>(9)ア 登記簿記載の住所 大阪市東区北濱五丁目22番地 イ 氏名 住友林業株式会社</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町寺家448番地2 イ 氏名 中野内 玉壯</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村上小南川307番地 イ 氏名 中野内 玉壯</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町神谷227番地2 イ 氏名 野町 金一郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡新谷村神谷3529番地 イ 氏名 三島神社</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 東京都杉並区西萩南二丁目25番11号 イ 氏名 岡内 富夫</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川樅ノ木山767番地 イ 氏名 岡林 広一</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉乙326番地 イ 氏名 片岡 健一</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部654番地16 イ 氏名 片岡 幸子</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高知市横内144番地241 イ 氏名 岸野 寿美子</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村蕨谷1581番地 イ 氏名 片岡 安雄</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

吾川郡池川町日浦97番地
 イ 氏名 中原 正秋
 (21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町本郷耕1294番地1
 イ 氏名 西森 繁勝
 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙185番地
 イ 氏名 中野 正明
 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町本郷耕1284番地
 イ 氏名 西森 秀喜

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和58年6月農林水産省告示第828号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第186号
 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
 平成31年3月19日
 高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件
 ◎区画漁業権（1件）
 [第一種区画漁業（魚類養殖）]
 1 公示番号 区第3, 073号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市清水港内呼落山地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市清水渡場区画基点
 ア 甲から磁針方位13度23分の線上甲から63メートルの点
 イ 甲から磁針方位33度12分の線上甲から177メートルの点
 ウ 甲から磁針方位46度21分の線上甲から174メートルの点

エ 甲から磁針方位52度37分の線上甲から55メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 土佐清水市のうち清水
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日
 平成31年6月19日
 第3 漁業権の免許申請期間
 平成31年3月20日から同年4月3日まで
 第4 漁業権の存続期間
 免許の日から平成35年8月31日まで
 (この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第187号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成31年3月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成31年3月19日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 昭和中村
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市古尾字ヤク ヲクチ162番3から 四万十市古尾字ヤク ヲクチ1467番2まで	前	3.7 }	292
	後	10.8 }	292
		44.1	

高知県告示第188号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成31年3月19日
 高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市大埴 字田部	甲1123番1 甲1123番1 地先道 甲1123番1 地先水路 (ただし、 次の図に示 す部分に限 る。)	6.01	29.46	「次の図」 は、省略 し、高知 県土木部 建築指導 課に備え 置いて縦 覧に供す る。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第11号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

医療法人豊秋会香北病院	香美市香北町美良布1064番地の9
-------------	-------------------

を削る。

高知県選挙管理委員会告示第12号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

〃	高知市春野町東部保育園	高知市春野町東諸木5235番地	〃
---	-------------	-----------------	---

を削り、

〃	下知コミュニティセンター多目的ホール	高知市二葉町10番7号	平成25年6月20日
---	--------------------	-------------	------------

を

〃	下知コミュニティセンター多目的ホール	高知市二葉町10番7号	平成25年6月20日
〃	オーテピア ホール	高知市追手筋二丁目1番1号	平成31年3月8日号
〃	オーテピア 集会室	〃	〃
〃	オーテピア 研修室	〃	〃

に改める。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表教育委員会の項5種の欄中「山田養護学校事務長」を「山田特別支援学校事務長」に、「高知若草養護学校事務長」を「高知若草特別支援学校事務長」に改め、同表警察の項2種の欄中

「首席監察官

を

「組織基盤強化センター長

首席監察官

に改める。

第5条の2第1項の表中

3級地	愛知県	名古屋市
-----	-----	------

を

3級地	東京都	府中市
	愛知県	名古屋市

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(26) 一般社団法人高知県漁業就業支援センター
第2条に次の1項を加える。

3 条例第2条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める
連合組織は、全国知事会とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示
第1号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行
する。

平成31年3月19日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中

「航空隊長」

を

「航空隊長
自動車警ら隊副隊長」

に改め、同表の6級の項中「自動車警ら隊長」及び「自動車警ら
隊副隊長」を削り、同表の7級の項中

「地域管理官」

を

「地域管理官
自動車警ら隊長」

に改め、同表の8級の項中

「参事官」

を

「参事官
組織基盤強化センター長」

に改める。

別表第6の4級の項中

「技術次長（2等級に限る。）」

を

「技術次長（2等級に限る。）
専門研究員」

に改める。